人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　　坂井　学
防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月二十二日）
○外務大臣臨時代理
　国務大臣　　林　芳正
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　村上誠一郎
デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる
　同　　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上八月二十四日）
○法務大臣臨時代理
　国務大臣　　伊藤　忠彦
法務大臣鈴木馨祐海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十五日）

法務省

（在中華人民共和国日本国大使館１等書記官）外務事務官　　西村　翔太
検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（八月十四日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
　　吉田　光寿
長野地方裁判所判事に補する
長野地方裁判所松本支部勤務を命ずる
長野地方裁判所松本支部長を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所松本支部勤務を命ずる
長野家庭裁判所松本支部長を命ずる
松本簡易裁判所判事に補する
松本簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（八月十一日）
○定年退官
　判事兼簡易裁判所判事内山梨枝子は八月十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓
　天皇皇后両陛下は、八月二十二日午後五時十分御出門、第五回野口英世アフリカ賞授賞式に御臨席のため、明治記念館（港区）へ行幸啓、同八時二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
　令和七年八月二十七日　　国土交通大臣　中野　洋昌
一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
　（変更前）石垣　　隆
　（変更後）本名隆一郎
三　変更年月日　令和七年四月一日

関東地方整備局公示
　利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。
　令和７年８月27日　　関東地方整備局長　橋本　雅道
１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
　船舶１隻
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　千葉県銚子市忍町地先
(2)　当該工作物を除却した日　令和７年２月20日
３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　令和７年２月20日
(2)　保管の場所　茨城県神栖市太田地先
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所占用調整課　電話0478―52―6367

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告